

地方公共団体における 障害者差別解消法の施行状況について (速報値)

- 本資料は、内閣府が地方公共団体を対象に行った調査の結果を取りまとめたものである。(政令市以外の市区町村については、都道府県を經由して調査を実施)。
- 各数値は、特に記載がない限り、平成30年4月1日時点の値又は平成29年度の実績値を示している。
- 「中核市等」とは、中核市、特別区及び県庁所在地(政令市を除く。)を示している。
- 「一般市」とは、政令市及び中核市等のいずれにも該当しない市を示している。
- 割合の値は、小数点以下を四捨五入している。
- いずれも速報値のため、今後、数値に修正が生じる可能性がある。

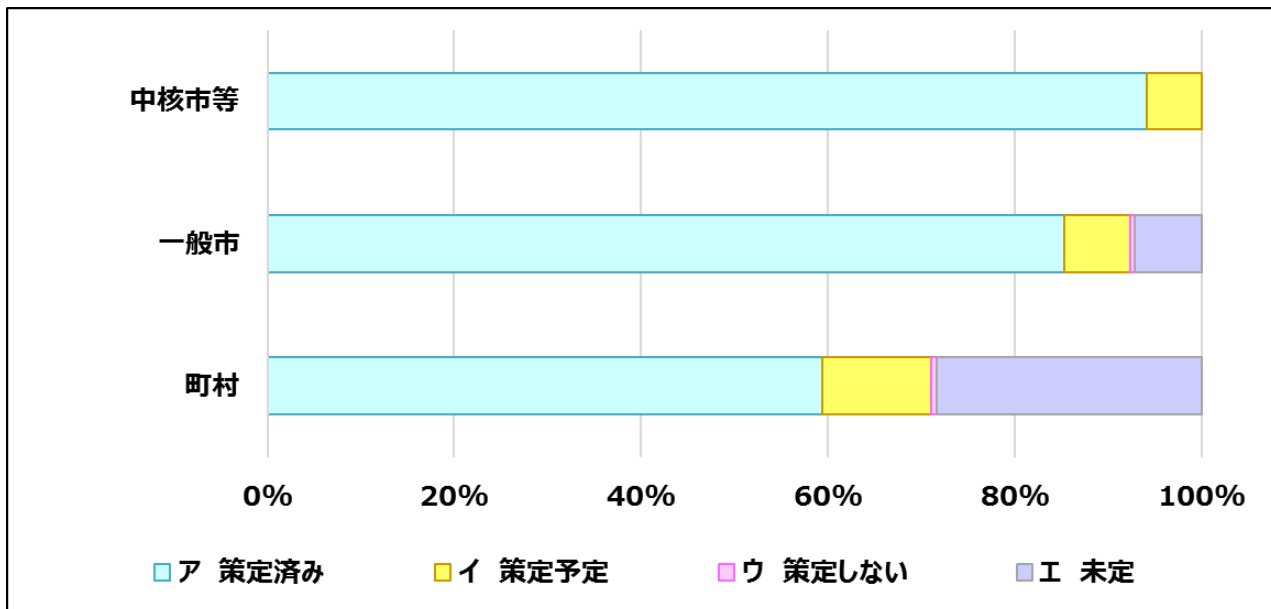
1. 対応要領の策定状況

【策定は努力義務 [障害者差別解消法第 10 条]】

- 都道府県及び政令市では、全て策定済み。(調査対象外)
- 中核市では約 94%、一般市では約 85%、町村では約 59%が策定済み。
- 全体の設置割合は約 72%で、前回(1年前)と比較し、約 9%上昇。
(前回調査時：約 63%)

選 択 肢	計											
			都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 策定済み	1,236 (1,085)	72% (63%)	—	—	—	—	80 (76)	94% (93%)	605 (555)	85% (78%)	551 (454)	59% (49%)
イ 策定予定	162 (278)	9% (16%)	—	—	—	—	5 (5)	6% (6%)	50 (94)	7% (13%)	107 (179)	12% (19%)
ウ 策定しない	9 (13)	1% (1%)	—	—	—	—	0 (0)	0% (0%)	3 (2)	0% (0%)	6 (11)	1% (1%)
エ 未定	314 (345)	18% (20%)	—	—	—	—	0 (1)	0% (1%)	51 (61)	7% (9%)	263 (283)	28% (31%)
計	1,721 (1,721)	100% (100%)	—	—	—	—	85 (82)	100% (100%)	709 (712)	100% (100%)	927 (927)	100% (100%)

(括弧内の数値は、前回(平成 29 年 4 月 1 日時点)の値)



※ 障害者差別解消法第 10 条に基づく対応要領を正式に策定していない場合でも、対応要領に相当する手引き、マニュアル等が別途存在し、これらに基づき相談体制の整備や職員への研修・啓発等の必要な取組を行っている場合は、「ア 策定済み」と整理している。

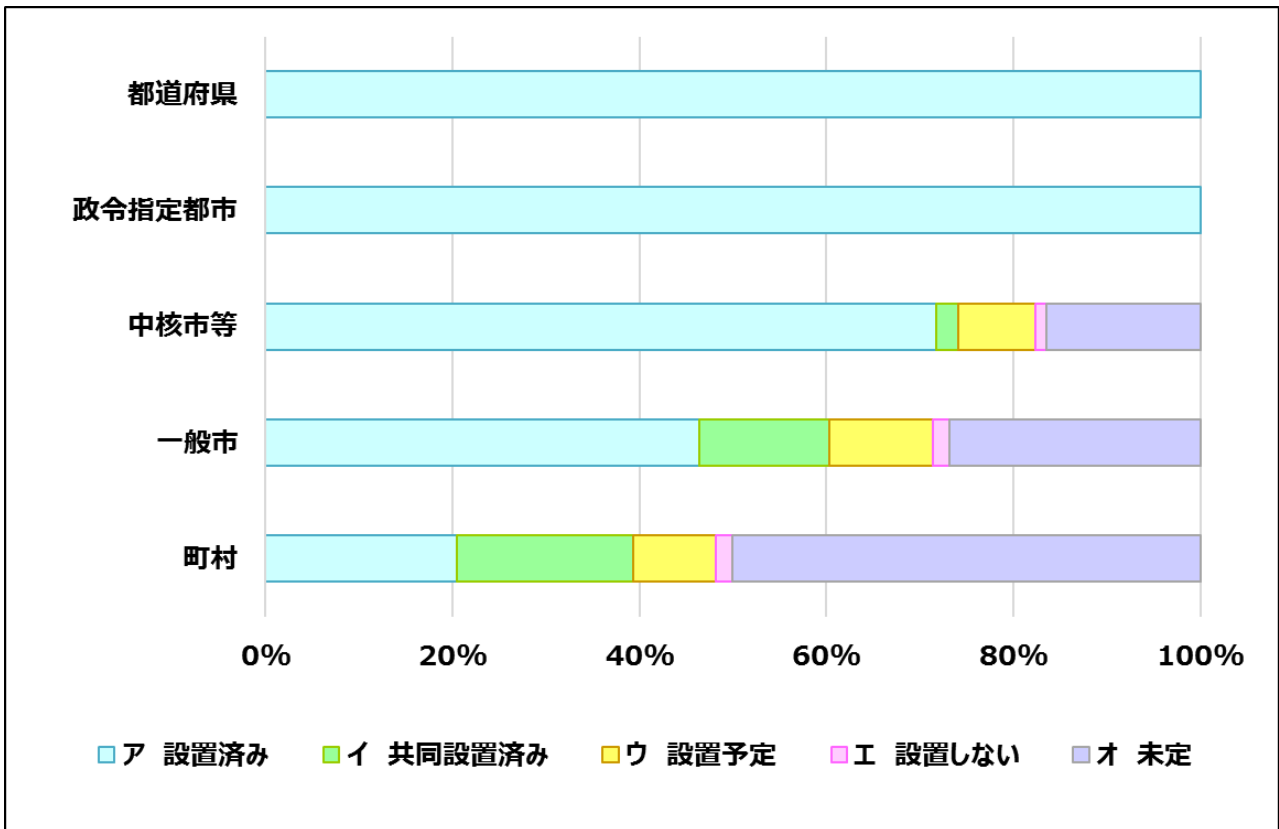
2. 地域協議会の設置状況

【設置は任意 [障害者差別解消法第 17 条]】

- 都道府県及び政令市では、全て設置済み。
- 中核市では約 74%、一般市では約 60%、町村では約 39%が設置済み。
(複数の地方公共団体が共同で設置する場合を含む。以下同じ。)
- 全体の設置割合は約 52%で、前回(1年前)と比較し、約 10%上昇。
(前回調査時：約 42%)
- 未定の回答は減少傾向にあるが、人口規模が小さい地方公共団体を中心に、依然として一定数が存在。

選 択 肢	計											
			都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 設置済み	647 (569)	36% (32%)	47 (46)	100% (98%)	20 (20)	100% (100%)	61 (55)	72% (67%)	329 (273)	46% (38%)	190 (175)	20% (19%)
イ 共同設置済み	276 (172)	15% (10%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)	2 (1)	2% (1%)	99 (59)	14% (8%)	175 (112)	19% (12%)
ウ 設置予定	167 (318)	9% (18%)	0 (1)	0% (2%)	0 (0)	0% (0%)	7 (11)	8% (13%)	78 (158)	11% (22%)	82 (148)	9% (16%)
エ 設置しない	30 (27)	2% (2%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)	1 (1)	1% (1%)	13 (12)	2% (2%)	16 (14)	2% (2%)
オ 未定	668 (702)	37% (39%)	0 (0)	0% (0%)	0 (0)	0% (0%)	14 (14)	16% (17%)	190 (210)	27% (29%)	464 (478)	50% (52%)
計	1,788 (1,788)	100% (100%)	47 (47)	100% (100%)	20 (20)	100% (100%)	85 (82)	100% (100%)	709 (712)	100% (100%)	927 (927)	100% (100%)

(括弧内の数値は、前回(平成 29 年 4 月 1 日時点)の値)



※ 地域協議会を正式に設置していない場合でも、地域協議会の事務に相当する事務を行う組織、会議体、ネットワーク等の枠組みが別途存在しており、かつ、過去に当該枠組みで地域協議会の事務に相当する事務を行った実績がある場合は、「ア 設置済み」又は「イ 共同設置済み」と整理している。

※ 複数の地方公共団体が共同で地域協議会を設置している場合は、「イ 共同設置済み」と整理している。

2-1. 地域協議会の構成員の状況

- 障害当事者・障害者団体・家族会等や、福祉等の関係者については、全体の9割以上の地域協議会で参画が進んでいる。
- 国の機関、事業者、法曹等、学識経験者、報道機関については、人口規模の大きい地方公共団体ほど参画する割合が高くなる傾向が見られる。

選 択 肢	計											
			都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 地方公共団体の障害者施策主幹部局	730	79%	31	66%	12	60%	50	79%	337	79%	300	82%
イ 国の機関	509	55%	39	83%	16	80%	47	75%	260	61%	147	40%
ウ 地方公共団体（アを除く）	740	80%	40	85%	14	70%	48	76%	349	82%	289	79%
エ 障害当事者、障害者団体、家族会等	834	90%	46	98%	20	100%	61	97%	391	91%	316	87%
オ 教育	559	61%	33	70%	10	50%	37	59%	268	63%	211	58%
カ 福祉等	887	96%	45	96%	19	95%	62	98%	414	97%	347	95%
キ 医療・保健	672	73%	41	87%	15	75%	51	81%	328	77%	237	65%
ク 事業者	589	64%	38	81%	14	70%	47	75%	276	64%	214	59%
ケ 法曹等	293	32%	36	77%	16	80%	46	73%	125	29%	70	19%
コ 学識経験者	356	39%	34	72%	15	75%	43	68%	180	42%	84	23%
サ 報道機関	8	1%	5	11%	2	10%	0	0%	1	0%	0	0%
シ 自治会	79	9%	0	0%	2	10%	7	11%	46	11%	24	7%
ス その他	81	9%	7	15%	1	5%	9	14%	43	10%	21	6%
（母数）	923	100%	47	100%	20	100%	63	100%	428	100%	365	100%

※ 「2. 地域協議会の設置状況」の設問で、「ア 設置済み」又は「イ 共同で設置済み」と回答した団体のみ調査。

※ 該当する属性の構成員が一人以上含まれる場合は全てカウントしている（下部会議の構成員を含む。）。

※ 「ス その他」に関しては、「公募委員」、「地方議会の議員」、「人権擁護委員」、「民生委員」、「児童委員」、「まちづくり協議会」、「警察・消防」、「農業」、「スポーツ」、「芸術」などの回答があった。

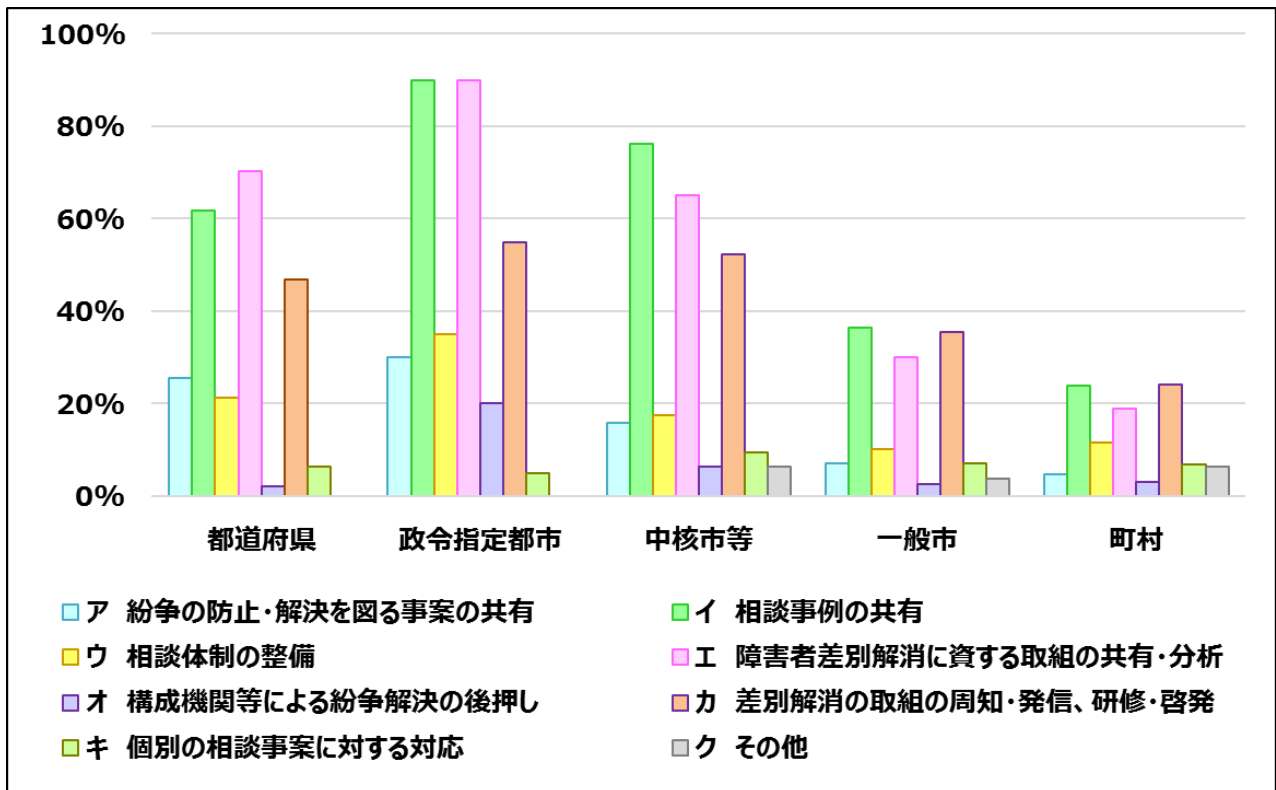
※ 複数回答可（各割合の合計は必ずしも100%と一致しない。）。

2-2. 地域協議会で実施した事務の状況（実績があるもの）

- 「相談事例の共有」、「障害者差別解消に資する取組の共有・分析」及び「差別解消の取組の周知・発信、研修・啓発」を実施した割合が比較的高い。
- 「紛争の防止・解決を図る事案の共有」、「構成機関等による紛争解決の後押し」及び「個別の相談事案に対する対応」を実施した割合は、いずれも全体の1割未満にとどまっている。
- 市区町村にあつては、人口規模が大きいほど、事務を実施した割合が全般的に高い傾向が見られる。

選 択 肢	計		都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 紛争の防止・ 解決を図る 事案の共有	75 (557)	8% (60%)	12 (32)	26% (68%)	6 (14)	30% (70%)	10 (36)	16% (57%)	30 (254)	7% (59%)	17 (221)	5% (61%)
イ 相談事例の 共有	338 (790)	37% (86%)	29 (43)	62% (91%)	18 (19)	90% (95%)	48 (60)	76% (95%)	156 (360)	36% (84%)	87 (308)	24% (84%)
ウ 相談体制の 整備	113 (535)	12% (58%)	10 (27)	21% (57%)	7 (16)	35% (80%)	11 (35)	17% (56%)	43 (228)	10% (53%)	42 (229)	12% (63%)
エ 障害者差別解消 に資する取組 の共有・分析	290 (763)	31% (83%)	33 (45)	70% (96%)	18 (18)	90% (90%)	41 (57)	65% (90%)	129 (347)	30% (81%)	69 (296)	19% (81%)
オ 構成機関等 による紛争解決 の後押し	31 (319)	3% (35%)	1 (21)	2% (45%)	4 (6)	20% (30%)	4 (22)	6% (35%)	11 (146)	3% (34%)	11 (124)	3% (34%)
カ 差別解消の取組 の周知・発信、 研修・啓発	306 (626)	33% (68%)	22 (33)	47% (70%)	11 (16)	55% (80%)	33 (44)	52% (70%)	152 (294)	36% (69%)	88 (239)	24% (65%)
キ 個別の相談事案 に対する対応	65 (362)	7% (39%)	3 (18)	6% (38%)	1 (2)	5% (10%)	6 (18)	10% (29%)	30 (148)	7% (35%)	25 (176)	7% (48%)
ク その他	43 (36)	5% (4%)	0 (3)	0% (6%)	0 (1)	0% (5%)	4 (4)	6% (6%)	16 (14)	4% (3%)	23 (14)	6% (4%)
(母数)	923	100%	47	100%	20	100%	63	100%	428	100%	365	100%

(括弧内の数値は、所掌事務として規定している地方公共団体の値(実績の有無は不問))



※ 「2. 地域協議会の設置状況」の設問で、「ア 設置済み」又は「イ 共同で設置済み」と回答した団体のみ調査。

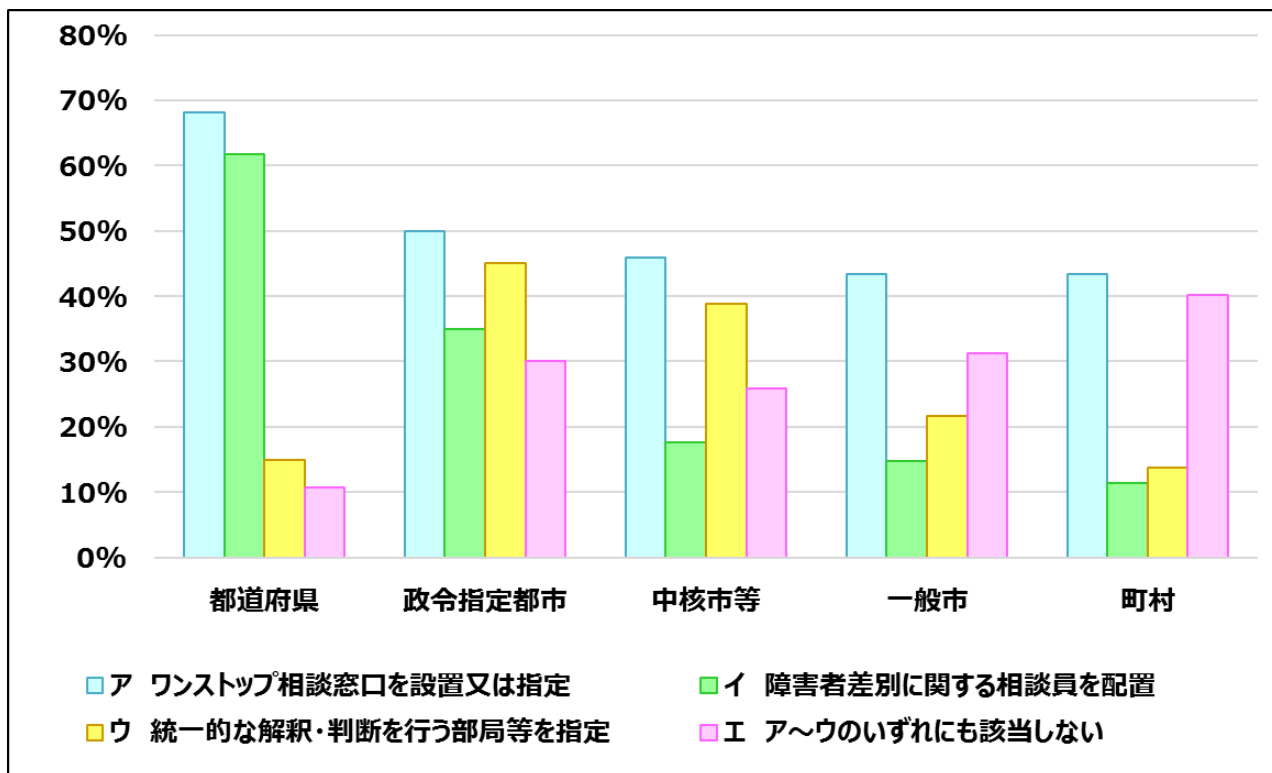
※ 「ク その他」に関しては、「新たな事業に対する意見聴取」などの回答があった。

※ 複数回答可（各割合の合計は必ずしも100%と一致しない）。

3. 相談対応を行う体制の状況

- ワンストップ相談窓口を整備している割合が、全般的に最も高くなっている。
- 市区町村にあっては、人口規模が大きいほど、何らかの形態で相談体制を整備している割合が高くなっている。

選 択 肢	計											
			都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア ワンストップ相談窓口を設置又は指定	791	44%	32	68%	10	50%	39	46%	308	43%	402	43%
イ 障害者差別に関する相談員を配置	261	15%	29	62%	7	35%	15	18%	104	15%	106	11%
ウ 統一的な解釈・判断を行う部局等を指定	331	19%	7	15%	9	45%	33	39%	154	22%	128	14%
エ ア～ウのいずれにも該当しない	627	35%	5	11%	6	30%	22	26%	221	31%	373	40%
(母数)	1,788	100%	47	100%	20	100%	85	100%	709	100%	927	100%



※ アの「ワンストップ相談窓口」は、障害者差別に関する相談について、各分野（教育、雇用、交通、各種サービス利用等）を問わず一元的に受け付ける相談窓口を指す。

※ 「ア ワンストップ相談窓口を設置又は指定」、「イ 障害者差別に関する相談員を配置」は、いずれも当該相談窓口や相談員が障害者差別以外の相談にも対応している場合を含む。

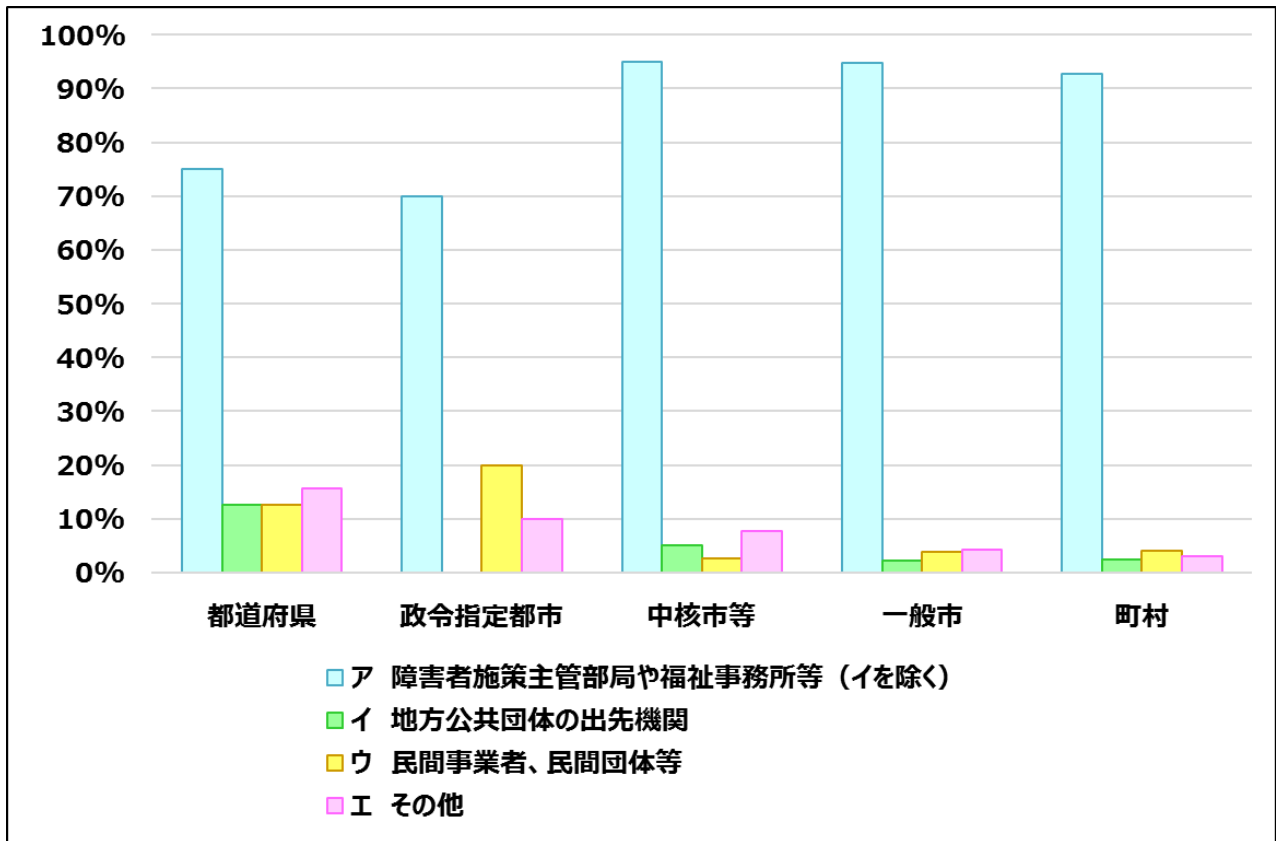
※ 複数回答可（各割合の合計は必ずしも100%と一致しない。）。

3-1. ワンストップ相談窓口の設置先の状況

【設置は任意】

- ワンストップ相談窓口を整備している地方公共団体の大部分は、障害者施策
主管部局や福祉事務所等を設置先としている。
- 都道府県や政令市では、出先機関や民間事業者・民間団体等を設置先とする
ケースも散見される。

選 択 肢	計											
			都道府県		政令市		中核市等		一般市		町村	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
ア 障害者施策 主管部局や 福祉事務所等 (イを除く)	733	93%	24	75%	7	70%	37	95%	292	95%	373	93%
イ 地方公共団体 の出先機関	23	3%	4	13%	0	0%	2	5%	7	2%	10	2%
ウ 民間事業者、 民間団体等	35	4%	4	13%	2	20%	1	3%	12	4%	16	4%
エ その他	34	4%	5	16%	1	10%	3	8%	13	4%	12	3%
(母数)	791	100%	32	100%	10	100%	39	100%	308	100%	402	100%



※ 「3. 相談対応を行う体制の状況」の設問で、「ア ワンストップ相談窓口を設置又は指定」と回答した団体のみ調査。

※ 「エ その他」に関しては、「総務主管部局」、「人事主管部局」、「人権擁護主管部局」、「社会福祉協議会」、「基幹相談支援センター」「障害者社会参加推進センター」などの回答があった。

※ 複数回答可（各割合の合計は必ずしも100%と一致しない。）。